

伊勢原市公私連携法人選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所の設置及び運営を行うことを目的とする法人（以下「公私連携法人」という。）の選考を行うため、伊勢原市公私連携法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選考委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 保育主管部長
- (3) 行政経営主管部長
- (4) 財政主管部長
- (5) 見識を有する者

3 前項第5号の委員は、必要の都度市長が委嘱するものとし、その任期は、委嘱の日から公私連携法人の指定を行うまでの期間とする。

4 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長は保育の主管部の事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は保育主管部長をもって充てる。

6 委員長は、選考委員会の会務を総理する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、選考の過程において専門的知識が必要な場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 選考委員会の庶務は、保育主管課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（令和6年11月29日告示第154号）

この告示は、令和6年12月1日から施行する。